

富士山保全協力金制度の検証について

1 概要

平成 26 年に富士山を後世に継承する意識醸成を図るために開始した富士山保全協力金制度が、今夏で 5 年を迎えたため、利用者負担専門委員会を開催し、これまでの状況を総括し検証する。(制度骨子：資料 6－2)

2 協力金の受入状況 (資料 6－3)

(1) 静岡県の場合

協力率が 50%弱で推移してきたが、協力者数、協力金受入額ともに増加傾向にある。平成 30 年は、協力者数で約 5 万 7 千人、金額で 5,650 万円余と協力者数、協力金額とも過去最高を記録した。

(2) 山梨県の場合

協力率は 60%前後で推移しており、協力金受入額は平均で約 9,300 万円である。

3 これまでの協力率向上策 (資料 6－4)

両県は、任意の制度であっても公平性を高め、より多くの登山者に協力いただけるように協力率の向上に努めてきた。

<制度の事前周知>

- ・民間のアイデアを取り入れた両県共通のポスター、チラシの作成
- ・協力金の使途を説明したホームページの作成と改良、バナーの拡散
- ・五合目に向かう交通機関内での制度周知
- ・ツアーバス会社を訪問し、制度周知に関する協力等を依頼

<現地受付体制等>

- ・受付時間、受付場所の見直し
- ・外国語ができる受付員の配置
- ・多言語での協力金使途の説明
- ・協力金使途の見える化

4 協力金に関する登山者アンケート調査 (資料 6－5)

5 今後のスケジュール

2018 年 11 月以降	利用者負担専門委員会において制度の検証を実施
2019 年 3 月	作業部会に検証結果を報告
2019 年 3 月	富士山世界文化遺産協議会に報告

※大きな制度改正を伴う場合は、次年度以降も検討を継続